

岩手県監査委員告示第20号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 中部農業改良普及センター
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和2年4月15日
  - (2) 本監査実施日 令和2年5月25日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年7月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の運行に当たり、法定の点検をしないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	法定点検を確実に実施するため、運行管理者、運行管理事務主任及び庶務担当者のスケジュールに法定点検期日の1か月前と応当日について登録し、再発防止に努めることとした。